

申告に必要なもの

- ① 申告書用紙
 - ※申告書用紙は前年に町・県民税申告をした人に郵送されます。(給与支払報告書提出者含む)郵送されない人でも「町・県民税の申告が必要な人」に該当する人は申告が必要で、事務課に備えている用紙で申告してください。
- ② マイナンバー(個人番号)が確認できる書類
- ③ 本人確認ができる書類(運転免許証、障がい者手帳、健康保険証など)
- ④ 印鑑
- ⑤ 申告者本人の預金金融機関名と口座番号(場合によっては所得税の確定申告になるケースがあるため)
- ⑥ 所得の内訳が分かる資料
 - ▽給与や年金収入のある人は、給与所得または公的年金などの源泉徴収票
 - ▽個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
 - ▽生命保険や損害保険を受けた人はその支払調書
 - ▽農業、営業、不動産所得の収入がある人は、所得計算に必要な資料(申告書と併せて郵送される「町民税・県民税申告の手引き」をご参照ください)

所得控除の内訳が分かる資料

- ▽国民健康保険税などの領収書 農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▽生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
- ▽勤労学生控除を受ける人は、在学証明書
- ▽障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- ▽医療費控除を受ける人は、治療費などの領収書と補填金の額が分かる書類または、必要事項が記載された「医療費のお知らせ」などの医療費通知(※医療費は個人ごとに受診した病院の合計額と通院費用をあらかじめ必ず計算してきてください)



申告に必要な書類は事前にチェックしよう!

配偶者特別控除

| 配偶者の合計所得 | 配偶者特別控除を受ける人の合計所得金額 | | | |
|--------------|---------------------|---------------|-----------------|----------|
| | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 | 1,000万円超 |
| 38万円超~90万円 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | なし |
| 90万円超~95万円 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | |
| 95万円超~100万円 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| 100万円超~105万円 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | |
| 105万円超~110万円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | |
| 110万円超~115万円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | |
| 115万円超~120万円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 120万円超~123万円 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |
| 123万円超 | なし | | | |

配偶者控除

| 控除額 | 配偶者控除を受ける人の合計所得金額 | | | |
|-------|-------------------|---------------|-----------------|----------|
| | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 | 1,000万円超 |
| 配偶者控除 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | なし |
| 老人配偶者 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

- 平成31年度分の町・県民税の申告より配偶者控除と配偶者特別控除が次の通り変更になりました。
- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受ける人の合計所得金額に応じて、控除額が3段階に分かれます。
- ② 配偶者控除または配偶者特別控除を受ける人の合計所得金額が1000万円を超えると適用できなくなります。
- ③ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超から123万円以下に範囲が拡大されました。

臨時駐車場の収入

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

確定申告書作成会場の案内

一関税務署では、次の期間中、確定申告書作成会場を開設します。

■期間 2月18日(月)~3月15日(金)(土日を除く)

■時間 午前9時~午後4時

■場所 岩手日報社一関ビル 3階大ホール

■その他

- ▽会場設置期間中は、一関税務署内では申告書を作成できません。
- ▽申告書作成に1時間以上要する場合がありますので、お早めにお越しください。
- ▽駐車場は台数に限りがあります。公共交通機関などをご利用ください。

■問い合わせ先 一関税務署 ☎23-4205

※確定申告に関する質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。

申告書作成にご活用ください

確定申告書は、国税庁ホームページで作成と印刷ができます。

■メリット

- ① 確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。
- ② 自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成することが出来ます。
- ③ 申告書データを保存しておけば、翌年の申告でも利用することが出来ます。画面の案内に従って金額などを入力すれば控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、e-Taxを利用して電子送信により提出することも出来ます。

■e-Taxを利用して電子送信すると

- ① 添付書類の提出が省略可能(5年間の保存が必要)
- ② 還付金がスピーディー(3週間程度)

※e-Taxを利用する場合は、電子証明書およびICカードリーダーが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。



「障害者控除認定書」で障害者控除が受けられます

障害者控除

■内容 納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除が受けられます。

■対象者

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ② 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人
- ③ 身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準ずる人

※②、③については介護保

おむつ代の医療費控除

■内容 確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。ただし「介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人」は医師の証明書に代えて、町が発行する確認書で控除が受

けられる場合がありますのでお問い合わせください。 ※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。 なお、手続きは1年ごとに必要となります。 町で発行する障害者控除認定書とおむつ使用確認書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

■問い合わせ先 保健センター ☎46-5571

